

各 位

不動産投信発行者名  
 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号  
 イーアセット投資法人  
 代表者名  
 執行役員 深田 武寛  
 (コード番号 8974)  
 問合せ先  
 株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズ  
 取締役企画管理部長 田中 政行  
 TEL. 03-3502-4827

利害関係人等との取引に関するお知らせ

イーアセット投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（平成 17 年 8 月付。以下「目論見書」といいます。）記載の通り、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に定義される利害関係人等及び株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズ（以下「資産運用会社」といいます。）の社内規程である「利害関係者取引規程」に定める利害関係者との取引を行いましたので、お知らせいたします。

なお、取得資産の詳細につきましては、本日付で別途開示いたします「資産取得に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 特定資産の取得

(1) 特定資産の種類

信託受益権（個別物件につきましては、別紙及び本日付で別途開示いたします「資産取得に関するお知らせ」をご参照ください。）

(2) 取引を行った理由

本投資法人の規約及び運用会社の定める運用ガイドラインに基づき、個々の資産について取得の可否を検討した結果、ポートフォリオ構築上必要と判断したため取引を行ったものです。

(3) 取得先の属性等

資産の取得先は、下表の通り、特定の目的（信託受益権の取得、管理及び処分等）のために設立された株式会社及び有限会社です。

取得先	属性
アセット・マネジャーズ株式会社	資産運用会社のメインスポンサー。資産運用会社の社内規程である利害関係者取引規程に定める資産運用会社の利害関係人等（投信法第 15 条第 2 項第 1 号、投信法施行令第 20 条）に該当します。
株式会社元禄屋	資産運用会社の利害関係者であるアセット・マネジャーズの意向を受けて設立された特別目的会社。資産運用会社の社内規程である利害関係者取引規程に定める利害関係者（資産運用会社の利害関係人等（投信法第 15 条第 2 項第 1 号、投信法施行令第 20 条）がアセットマネジメント契約を締結している特別目的会社等）に該当します。
株式会社エス・アール・ウエスト	資産運用会社の利害関係者であるアセット・マネジャーズの意向を受けて設立された特別目的会社。資産運用会社の社内規程である利害関係者取引規程

	に定める利害関係者（資産運用会社の利害関係人等（投信法第 15 条第 2 項第 1 号、投信法施行令第 20 条）がアセットマネジメント契約を締結している特別目的会社等）に該当します。
有限会社サンダー・ランド	資産運用会社の利害関係者であるアセット・マネジャーズの意向を受けて設立された特別目的会社。資産運用会社の社内規程である利害関係者取引規程に定める利害関係者（資産運用会社の利害関係人等（投信法第 15 条第 2 項第 1 号、投信法施行令第 20 条）がアセットマネジメント契約を締結している特別目的会社等）に該当します。

## 2. 利害関係者との取引に関する手続

資産運用会社は、利害関係者取引規程に則り、通常と同様の取引と比較して本投資法人に不利益となることのないよう、いずれも平成 17 年 7 月 22 日に開催されたポートフォリオ委員会、更にリスク管理・コンプライアンス委員会における審議を経て、本投資法人役員会の承認を得た上で、取締役会において取得予定資産の取得を決議しています。

以上

※ 本資料の配布先 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.easset-reit.com>